

徳島県告示第百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年三月二十八日

徳島県知事

後藤田

正 純

株 式 会 社 テ レ コ メ デ ィ ア	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	委 託 し た 公 金 事 務	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
東 京 都 豊 島 区 高 田 三 丁 目 三 七 番 一 〇 号	徳 島 県 賃 上 げ 支 援 事 業 に 係 る 一 時 金 の 支 出 の 事 務	令 和 六 年 十 一 月 十 四 日	令 和 六 年 十 二 月 二 日	